

浄化槽設備士免状及び浄化槽設備士証における旧姓使用の取扱いについて

●旧姓使用希望者の申請手続きについて

(1) 免状交付申請における取扱い

<申請書類>

1) 浄化槽設備士免状交付申請書

旧姓併記を希望する場合は、「記載例」のとおり氏名記載欄に旧姓を角括弧書きにて併記して下さい。

【記載例】

フリガナ	チュウゴク	[コト]	タロウ
氏名	中国	[国土]	太郎

2) 公的書類の写し

旧姓が併記された公的書類のうち住民票、マイナンバーカード及び運転免許証の写しのいずれかをご送付下さい。

※住民票、マイナンバーカードを送付する場合、個人番号（マイナンバー）は不要です。

(2) 書換え申請における取扱い

<申請書類>

1) 浄化槽設備士免状（浄化槽設備士証）書換え申請書

氏名及び新氏名の記載欄に旧姓併記（『現姓[旧姓]名前』）を記載して下さい。

【記載例】

フリガナ	チュウゴク	[コト]	タロウ
氏名	中国	[国土]	太郎

2) 公的書類の写し

旧姓が併記された公的書類のうち住民票、マイナンバーカード及び運転免許証の写しのいずれかをご送付下さい。

※住民票、マイナンバーカードを送付する場合、個人番号（マイナンバー）は不要です。

●注意事項

※業務の混乱及び誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎んで下さい。

※旧姓併記をやめる場合は、書換え申請により手続を行って下さい。